

「国営備北丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

		ご意見		回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
1	実施要項(案) P2	園内の自動販売機の管理は？売上はどうするのでしょうか？受託者が収入を得るかたちとなるのでしょうか？		自動販売機の管理は収益施設等管理運営業務に該当します。
2	実施要項(案) P3	入園料無料日は決定後、1か月前までにどこに通知するのでしょうか？		各年度の1ヶ月前までに委託者より受託者に通知します。
3	実施要項(案) 別紙資料 P4 5 対象業務の概要 別紙P128、129～131 収益施設管理運営規定書 第2章マネジメント 第26条基本事項、 第28条許可、承諾等を要する事項	独立採算で行う収益施設等運営業務の決算書類を提出するとありますが、これについては委託費と兼務する人件費等区分経理が必要な業務に対象を限るべきではないでしょうか。		収益施設等運営業務に関する決算書類の提出は、国の委託費を支出していないことを確認するとともに、収益施設の収支の情報を把握することにより土地使用料又は建物使用料を適正に算出するために必要なものです。 また、公園管理者である国が公園の利用状況を把握するため、月報により各収益施設の利用状況を提出・報告頂く必要があると考えております。 なお、決算書類の確認に際しては、国による過度な関与とならないよう留意しています。
4	実施要項(案) P5	庁舎清掃業務、庁舎警備業務は整備局管轄とありますが、どこの業務を指していますでしょうか？		中国地方整備局による実施は、総合管理事務所の警備(全体)及び、清掃(2階以外)となります。
5	実施要項(案) P5	施設全体の光熱水費は全て整備局が支払い、受託者は負担なしというかたちでしょうか？		収益施設等管理運営業務の実施に係るもの及び総合管理事務所の受託者使用分については、受託者の負担となります。
6	実施要項(案) P6 1.1.5 対象業務の概要	⑤収益施設等管理運営業務に関しては、①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務との関係で【調整】となっていますが、②施設・設備維持管理業務等と同じように【統括】とすべきではないでしょうか。		収益施設等管理運営業務は、委託費を充当しない業務であることから【調整】としております。それ以外の施設・設備維持管理業務等は、委託費を充当する業務であることから、【統括】としております。
7	実施要項(案) P7	ホームページの保守・更新経費の負担区分はどうなりますでしょうか？		委託費で行う業務であり、受託者の負担となります。
8	実施要項(案) P9 1.3.1 包括的な質の設定 多様な利用プログラムの提供	多様な利用プログラムの「達成すべき質」は、単に「開催回数、延べ参加人数」の多少だけでなく、アンケート等による「満足度」のアウトカム指標を加えるべきではないでしょうか。		ご提案の内容は、利用プログラムによって内容や質が異なり、利用者の満足度を一律に評価できないことから、アウトカム指標として統一的に設定することは困難であると考えています。 なお、業務の実施状況を確認する上で包括的な質について客観的な評価を行う必要があることから、包括的かつ簡潔な内容であり、定量的に計測が可能で、比較対象となる過去の実績が記録されているものとして、開催回数、延べ人数を設定しております。

「国営備北丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		ご意見		回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
9	実施要項 (案) P10 1.3.1 包括的な質の設定	マスコミ報道件数のカウント対象として、ホームページ等インターネット記事掲載のものも含めるべきではないでしょうか。		ネット媒体での記事について、一つの記事がポータルサイトやブログ等のリンクを通じて多数のウェブサイトに掲載されることが多く公正な掲載実績の計測が困難であること等から、達成すべき質として設定することはできないと考えています。
10	実施要項 (案) P10	入園料は受託者が徴収し、国庫に納入するとありますが、他に国庫納入はありますか？		施設使用料、土地使用料や建物使用料が該当し、受託者が国庫納入する形になります。
11	実施要項 (案) P10	施設・イベントの広報・宣伝費(パブリシティー以外)は経費計上できますでしょうか？		広報・行催事経費への委託費の支出にあたっては、本公園の設置趣旨を踏まえ、公園の広報・行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に係わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要な経費に限るものとします。
12	実施要項 (案) P13 1.3.5委託費の支払い方法 (1)公園運営維持管理業務 c)	「c)各年度の落札後の精算は行わない。」とされたい。		満足度を初めとする包括的な質を金額に換算することは困難であること、また、天候などにより変動する公園の利用者に応じて、事業者の判断により業務内容が変動する性格の業務であり、当初から業務内容を確定することが出来ないため、委託により実施することとしており、実支出額の精算による支払を行うこととしています。
13	別紙(案)資料 P13 1.3.5委託費の支払い方法 別紙P28～P30 第16条 業務報告書	(1)公園運営維持管理業務c)の委託費の確定額の考え方の規定では民間参入のインセンティブが働かないため、事業者の削減努力が利益となる請負契約方式とすべきではないでしょうか。		満足度を初めとする包括的な質を金額に換算することは困難であること、また、天候などにより変動する公園の利用者に応じて、事業者の判断により業務内容が変動する性格の業務であり、当初から業務内容を確定することが出来ないため、委託により実施することとしており、実支出額の精算による支払を行うこととしています。
14	実施要項 (案) P13	委託費の支払いに関して、業務に要した経費の実支出額と各年度の委託費の支払の限度額のいずれか低い額とするとの記載を削除すべきと考えます。		満足度を初めとする包括的な質を金額に換算することは困難であること、また、天候などにより変動する公園の利用者に応じて、事業者の判断により業務内容が変動する性格の業務であり、当初から業務内容を確定することが出来ないため、委託により実施することとしており、実支出額の精算による支払を行うこととしています。
15	実施要項 (案) P13 1.3.5委託費の支払い方法(1)c)	委託費の確定額は実支出額と委託費の支払限度額のいずれか低い方となっていますが、事業者のコスト削減意欲を高めるインセンティブが働く仕組みを導入することをご検討いただけますでしょうか。		満足度を初めとする包括的な質を金額に換算することは困難であること、また、天候などにより変動する公園の利用者に応じて、事業者の判断により業務内容が変動する性格の業務であり、当初から業務内容を確定することが出来ないため、委託により実施することとしており、実支出額の精算による支払を行うこととしています。
16	実施要項 (案) P13 1.3.5委託費の支払い方法	(2)収益施設等管理運営業務に関する施設使用料、土地使用料または建物使用料を改定する場合は、公園管理者と事業者との協議とすべきではないでしょうか。		施設使用料、土地使用料または建物使用料の算定は統一的に運用しており、具体的な算定は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.1.7蔵管第1号)に基づき算定しています。
17	実施要項 (案) P13 1.3.5委託費の支払い方法(1)e)	「事業者の運営維持管理の責任によらない事由により、～委託費の減額は行わない。」とありますが、想定されている事由をご教示(例示)ください。		大規模災害等により、やむを得ず公園が長期に渡り閉園する場合等が該当します。
18	実施要項 (案) P16 事業者と中国地方整備局の責任分担	収益施設について「建物の構造にかかる部分」の定義を明確にすべきではないでしょうか。		収益施設の「建物の構造にかかる部分」の責任分担は、構造が多岐にわたることから、収益施設等運営規定書において、「監督職員と施設等運営者の間で十分に協議のうえ決定する」としています。

「国営備北丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
19	(実施要項案) P16	年間修繕費は2,544万予算計上となっておりますが、現実的に足りない場合はどうなりますでしょうか？	責任分担については本実施要項(案)表6の通りです。
20	(実施要項案) P18 2. 実施期間に関する事項	「本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。 平成25年4月1日～平成30年3月31日」とされたい。	国営公園運営維持管理業務については、平成22年度に2公園、平成24年度には5公園において、総合評価方式一般競争入札を導入しているところであり、業務の成果を検証しているところから、今回も3年間の業務として実施することとしています。
21	(実施要項案) P18 2. 実施期間に関する事項	3年以上(3年3ヶ月)の業務期間ではなく、多くの指定管理者制度のように、国営公園についても5年に拡大した方が事業効果が高まるのではないのでしょうか。	
22	(実施要項案) P18	実施期間が3年間となっていますが、5年間にすべきと考えます。	
23	(実施要項案) P19～21 3. 入札参加資格に関する事項	親会社が実績面での参加資格を保有する場合は、100%子会社に対しても参加資格を認めてほしい。	親会社と子会社とで共同体を構成することは可能ですが、親会社の実績をもって子会社の実績とすることはできません。
24	(実施要項案) P21 3.2 企業の業務実績に関する要件 表7	共同体応募の場合、代表団体を除く構成員については、「共同体等の一員(代表者以外)としての実績を認める」とあり、これは再委託の実績も認めるものと解釈していますが、再委託の実績も認めることをわかり易く表現すべきではないでしょうか。	「共同体等の一員(代表者以外)としての実績を認める」とは、代表者としての実績がない共同体の一員でも、業務を確実に円滑に執行できる能力がある場合は実績として認めるという意味であり、再委託の実績を認めるという趣旨ではありません。 なお、再委託の実績については、表7の注1にあるとおり、契約書等により内容が明確に確認できる場合については、業務実績に関する要件と認められます。
25	(実施要項案) P23～24 3.3 配置予定者の義務実績に関する要件 表8	従来の企画運営管理業務の業務責任者の実績は、今回の「①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の業務責任者(総括責任者)」の同種業務の経験年数としてカウントできることをわかり易く表現すべきではないでしょうか。	従来の企画運営管理業務はマネジメントを含まないため、企画運営管理業務の業務責任者の経験のみでは、実施要項表8に示す「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」の業務責任者(総括責任者)の同種業務の経験とはみなされません。 ただし、類似業務の経験とすることは適切と考えられますので、「マネジメント」及び「企画運営管理」について、類似業務の実績に加えることとします。
26	(実施要項案) P23	総括責任者及び業務責任者の変更について、病気・死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合は記載されていますが、それ以外の変更についても認めるべきと考えます。	「包括的な質」及び「個別業務の質」を達成していくためには、総括責任者と各業務の業務責任者が一体となって業務を進めていく必要があります。そのため、企画書に関するヒアリングでは、総括責任者及び業務責任者に対して、提案の実現可能性等を確認し、評価項目の得点に反映させることとしており、両者の責任は極めて大きいことから、「病気・死亡等の事情によりやむを得ない場合は、当初の者と同等以上の者であれば事業者と国との協議によって変更が可能」と記述しています。
27	(別紙資料案) P24 3.3 配置予定者の業務実績に関する要件 表8 別紙P352 提出様式1-5-1 実施要項で定める業務責任者	総括責任者及び業務責任者を変更するのは「病気・死亡」に限定されているように見受けられるため、この「病気・死亡」の例示は削除すべきではないでしょうか。	
28	(実施要項案) P27	現場見学時に閲覧できる関連資料とはどのような資料がありますでしょうか？	現在履行中の備北丘陵公園運営維持管理業務の報告書を予定しています。
29	(実施要項案) P30	設計数量とは何の数量を意味しておりますでしょうか？	委託する業務に係る数量となります。

「国営備北丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
30	実施要項 P32～34 5.1 事業者決定にあたっての質の評価項目の設定	提案項目審査が細分化し過ぎており、入札参加者独自の新たな提案がしにくいいため、提案項目を大きくりにしたり、入札参加者の裁量による提案項目を設けてもよろしいのではないのでしょうか。	提案項目については、国営公園の維持管理を適正に行うにあたり必要な項目を設定しております。なお、入札参加者による提案については、「従来の実施方法に対する改善提案」で受けることとしています。
31	実施要項(案) P35 5.2.1 事業者の決定方法	調査基準価格が「予定価格に6/10を乗じて得た額」とされているが、ダンピング対策のためにも請負工事と同様に、7/10～9/10の範囲に改めるべきではないのでしょうか。	役務発注であることから、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する運用について」に基づき、低入札者は役務調査基準価格(予定価格の60%)を下回ったものとしています。 なお、これまでの運営維持管理業務においては、業務評定の項目がなかったため、今回の落札者決定方法に業務評定を反映させることはありませんが、今回の運営維持管理業務より業務評定の項目を追加し、次回以降の入札時における評価事項の一つとすることを想定しております。
32	実施要項(案) P35 5.2.2 総合評価の方法(協議中)	総合評価の価格点:技術点の割合が1:2となっていますが、提案項目審査の内容から、質的要件の比重が非常に大きくなっているため、価格点:技術点の割合は1:3にすべきではないのでしょうか。	国営公園運営維持管理業務については、平成22年度に2公園、平成24年度には5公園において、総合評価方式一般競争入札を導入し、総合評価の価格点:技術点の割合を1:2としているところです。現在3年目の業務を実施し、業務の成果を検証しているところであり、今回実施する12公園の業務成果等を踏まえて検証していくこととしていることから、今回も1:2として実施することとしています。
33	実施要項 P35 5.2.2(3) 価格評価点の算出方法	入札の際に予定価格を明示いただくか、1万円単位まで積算可能な、詳細な業務仕様書の提示をお願いします。	入札の実施にあたって提示する資料により積算は可能と考えております。
34	実施要項 全般的事項	現受託者の意見を聴取して、実施要項に反映する仕組みとすべきではないのでしょうか。	パブリックコメントの中で、現受託者も意見を提出することが可能です。
35	—	公園の名前の変更は可能でしょうか?	公園の名称変更はできません。
36	—	公園名称にネーミングライツ制導入は可能でしょうか?	ネーミングライツの導入はできません。
37	別紙資料 別紙-5 運営維持管理業務 共通仕様書(案) 全般的事項	項目の整理及び簡素化を図られたい。	平成23年度に実施した市場化テストにおいて、安全、衛生面の確保等に必要な最小限のものだけ個別仕様書において提出を求め、それ以外は共通仕様書において提出を求めるとし、一部見直しを行ったところです。提出書類の種類については、委託内容の実施状況を確認するため必要であると考えております。
38	別紙資料 別紙-5 運営維持管理業務 共通仕様書(案) 別紙-6～8 運営維持管理業務 個別仕様書(案) 全般的事項	共通及び個別仕様書において定められている膨大な提出書類について、効率化の観点から履行確認に必要な出来高数量関係の書類に絞るべきではないのでしょうか。	
39	別紙資料 別紙P34 運営維持管理業務 共通仕様書(案)	看護師または普通救命講習修了者は各救護室への配置となりますか?	各救護所に、看護師又は普通救命講習修了者を配置することとなります。

「国営備北丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
40	別紙資料 別紙P38 運営維持管理業務 共通仕様書(案) 第33条本業務の引 継ぎ	事業者固有のノウハウに係る事項を引継対象とすることはおかしいのではないのでしょうか。例えば、「マスコミ等の連絡方法及び連絡先等、マスコミとの連携に関する事項」を引き継ぐとありますが、これは事業者が確立した連携であって、引き継ぐ事項ではないと考えます。	事業者の知的財産に関わる部分については引き継ぎ対象とはしていませんが、国営公園維持管理を継続的に運営していくため、マスコミ等の連絡方法等第36条に記載された事項は、必要な引き継ぎ対象であると考えられます。
41	別紙資料 別紙P56	HPのサーバー費用の負担は事業者でしょうか?	受託者が委託費より支出するものとなります。
42	別紙資料 別紙P64	グランドゴルフ利用料は国庫に納入でしょうか?	国庫納入とはなりません、利用料は用具等の購入及び補修のために徴収するものであるため、収益とすることはできません。
43	別紙資料 別紙P74 運営維持管理業務 個別仕様書(施設・ 設備維持管理)	公園施設製品安全管理士による公園設備の定期安全点検は再委託でよろしいのでしょうか?	本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行うことは可能ですが、原則として予め企画書において、再委託に関する事項について記載する必要があります。
44	別紙資料 別紙P86 運営維持管理業務 個別仕様書(施設・ 設備維持管理)	定期清掃対象施設の定期清掃は、庁舎清掃業務(整備局担当)となりますでしょうか?	委託費で行う業務となります。
45	別紙資料 別紙P87 運営維持管理業務 個別仕様書(施設・ 設備維持管理) (案)	園内の日常清掃は常駐清掃責任者も含め再委託でもよろしいのでしょうか?	本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行うことは可能ですが、原則として予め企画書において、再委託に関する事項について記載する必要があります。
46	別紙資料 別紙P89 運営維持管理業務 個別仕様書(施設・ 設備維持管理)	ごみ集積場に集めたごみの運搬・適正処理費は整備局の負担でしょうか?	委託費で行う業務であり、受託者の負担となります。
47	別紙資料 別紙P91 運営維持管理業務 個別仕様書(植物 管理)(案)	1級造園施工管理技士資格者は共同体組織の企業に1名以上いればよいのでしょうか?	共同体等の一員(代表者以外)としての実績も認めます。
48	別紙資料 別紙P92 運営維持管理業務 個別仕様書(植物 管理)(案)	1級造園施工管理技士資格者は施設に常駐が必須条件でしょうか?	植物管理業務の業務責任者は、1級造園施工管理技士の資格を有していることが必要であり、原則、業務実施期間中は専任となります。 なお、開園期間中は、その他の業務責任者も含め、少なくとも2名以上が勤務する体制とすることが必要であり、業務責任者が勤務していない場合には、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め植物管理業務が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとる必要があります。(詳細は実施要項(案)P23～24を参照してください。)
49	別紙資料 別紙-6～8 運営維持管理業務 個別仕様書(案) 全般的事項	個別仕様書が細かな部分まで設定され過ぎており、事業者側の創意工夫が発揮できないため、もっと緩和すべきではないのでしょうか。	個別仕様書については、国営公園の維持管理を適正に行うにあたり必要な項目を設定しており、その枠内で事業者の創意工夫を発揮して頂きたいと考えております。
50	別紙資料 別紙-6～8 運営維持管理業務 個別仕様書(案) 全般的事項	個別仕様書における委託者側の調査職員等と受託者側の業務責任者の役割分担を再度精査すべきではないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、調査職員等と業務責任者の役割を精査した上で、個別仕様書を修正致します。

「国営備北丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

		ご意見		回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
51	別紙資料 別紙P123 収益施設等管理運営規定書(案)	受託者は全ての収益施設を借り上げないといけないのでしょうか?		全ての収益施設の施設使用料を納入する必要があります。なお、収益施設のうち、必須施設は公園の開園日時に常時営業することとなりますが、裁量施設については公園の開園日時に運営日時を事業者が設定し営業することが可能です。
52	別紙資料 別紙P124 収益施設等管理運営規定書(案)	受託者が使用料負担の収益施設の高熱水費計算是整備局により行われるべきではないのでしょうか?		本業務においては、受託者により行うこととしております。
53	別紙資料 別紙P136 収益施設等管理運営規定書(案)	収益施設の法定点検は全て整備局で行われ、費用負担されるのでしょうか?		中国地方整備局が実施予定である別紙7施設・設備維持管理業務個別仕様書(案)第9条「保守点検等の役割分担」に示す法定点検を除き、設備等の点検は受託者の負担で行う必要があります。
54	別紙資料 別紙P145 収益施設等管理運営規定書(案)	自転車を全台有償で引継ぐとありますが、金額は幾らになりますでしょうか?		現在施設運営者との協議により決定されます。